

防府市TNR活動に係る猫不妊去勢手術費補助金交付要綱

令和4年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、飼い主のいない猫の繁殖を防ぐため、市内に生息する飼い主がいない猫を捕獲機等で捕獲し、不妊手術又は去勢手術（以下「不妊去勢手術」という。）を受けさせ、元の場所に戻す活動（以下「TNR活動」という。）を支援することで、飼い主のいない猫の増加の抑制を図るとともに、人と猫との共生社会の実現を図り、もって市民の快適な生活環境の向上に寄与するため、予算の範囲内においてその費用の一部を補助することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 この補助金は、次条に規定する団体登録の承認を事前に受けた団体に対して交付する。

(団体登録)

第3条 前条の承認を受けようとする団体は、防府市TNR活動に係る猫不妊去勢手術費補助金交付対象団体登録申請書（第1号様式）及び誓約書（第2号様式）により、登録の申請をしなければならない。

2 前項の規定による申請を行おうとする団体は、次の各号に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 団体の代表者が市内に居住している成人であること。
- (2) 営利を目的としていないこと。
- (3) 市内に居住している同一世帯に属していない構成員が3人以上の団体で、各構成員が他の登録団体に加入していないこと。
- (4) 活動の記録及び会計帳簿を記載し、適切に保管していること。
- (5) 動物の愛護及び管理に関する法律等の関係法令を理解し、遵守していること
- (6) TNR活動を実施し、次に掲げる事項ができる団体であること。
 - ア 猫を捕獲する前に事前に周知を行うこと。
 - イ 猫の捕獲を安全かつ適正に行うこと。
 - ウ 不妊去勢手術済みの猫は元の場所へ戻すこと。

(7) 防府市暴力団排除条例（平成23年条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がいないこと。

3 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、及び必要な調査を行い、その適否について、防府市TNR活動に係る猫不妊去勢手術費補助金交付対象団体登録承認・不承認通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

4 前項の登録の期間は、当該登録の日から登録日の属する年度の末日までとする。

5 第3項の規定による登録を受けた団体（以下「登録団体」という。）は、同項の規定により、承認された事項に変更があったときは、防府市TNR活動に係る猫不妊去勢手術費補助金交付対象団体登録事項変更届（第4号様式）により、市長に届け出なければならない。

6 市長は、登録団体が次の各号に掲げるいずれかに該当する場合は、当該登録団体に係る登録の承認を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段によって登録の承認を受けたとき。

(2) 第2項各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。

(3) その他市長が必要と認めたとき。

（補助対象手術）

第4条 この補助金の対象となる手術は、次の各号に掲げるいずれにも適合する市内に存するTNR活動に係る飼い主のいない猫への不妊去勢手術（以下「補助対象手術」という。）とする。

(1) 前条第4項の登録期間内に施されるもの。

(2) 第7条で定める指定獣医師によって施されるもの。

(3) 施術後の明示措置としてオスは右耳、雌は左耳にV字カットを講じるもの。

（補助対象経費）

第5条 この補助金の対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、補助対象手術に要する経費（補助対象手術に付随して要する経費であって、指定獣医師が補助対象手術の一つとして必要と認めるものを含む。）とす

る。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額とし、補助対象手術1件につき15,000円を限度とする。

(指定獣医師)

第7条 指定獣医師とは、次の要件を満たす者をいう。

- (1) 市内において、獣医療法（平成4年法律第46号）第3条の規定に基づき診療施設を開設し、又は同法第5条第1項の規定に基づき診療施設を管理している獣医師であること。
- (2) 公益社団法人山口県獣医師会に所属する獣医師であること。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする登録団体は補助対象手術を実施した翌日から起算して30日後、又は団体登録日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、防府市TNR活動に係る猫不妊去勢手術費補助金交付申請書（第5号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 指定獣医師が発行した補助対象経費の支出を証する書類の写し
- (2) TNR活動を実施したことを証する写真
- (3) その他市長が特に必要と認める書類

(交付決定)

第9条 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、及び必要な調査を行い、その適否について防府市TNR活動に係る猫不妊去勢手術費補助金交付・不交付決定通知書（第6号様式）により、当該申請を行った登録団体に通知するものとする。

2 前項の交付決定は、当該年度の予算の範囲内において行うものとし、申請額の総額が、当該年度の予算を超えた場合にあっては、申請書の提出順に交付の決定を行うものとする。

(補助金の請求及び交付)

第10条 前条の通知を受けた登録団体（以下、「補助事業者」という。）は、速やかに防府市TNR活動に係る猫不妊去勢手術費補助金交付請求書（第7

号様式)により、市長に補助金の交付を請求しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、当該請求をした補助事業者に補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第 11 条 市長は、補助金事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。この場合において、当該取り消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、取り消した額に相当する金額の返還を命じることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の内容又はこの要綱に違反したとき。

- 2 市長は、前項の規定により取り消しを行い補助金の返還を命じるときは、防府市 T N R 活動に係る猫不妊去勢手術費補助金取消・返還通知書(第 8 号様式)により当該補助事業者に通知するものとする。

(協力依頼)

第 12 条 市長は、補助事業者に対し、必要があると求めるときは、情報の提供等の協力を求めることができる。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

申請者 団体名

代表者 住所

氏名

電話番号

防府市TNR活動に係る猫不妊去勢手術費補助金交付対象団体登録申請書

防府市TNR活動に係る猫不妊去勢手術費補助金交付対象団体として、下記のとおり登録を申請します。

記

1 団体等について

団体名					
活動開始	年 月				
構 成 員 人 数 (人)	No.	氏名	住所	年齢	備考(役割等)
	1		防府市		代表者
	2		防府市		
	3		防府市		
	4				
	5				
	6				
	7				
	8				
	9				
	10				

＊ 構成員が10名を超える場合は、別紙に記載の上、添付してください。（様式自由）

2 事業実施計画について

活動予定地区 (実施予定匹数) 該当地域を○囲み してください。	小野 (匹) 華浦 (匹) 富海 (匹) 玉祖 (匹) 牟礼 (匹) 松崎 (匹) 佐波 (匹) 勝間 (匹) 新田 (匹) 野島 (匹) 向島 (匹) 中関 (匹) 華城 (匹) 西浦 (匹) 右田 (匹) 大道 (匹)
周辺住民への周知方法 配布資料がある場合は添 付してください。	
実施予定地域の状況 実施を必要とする理由等 を記入してください。	

添付書類について

- (1) 活動地域の地図
- (2) 誓約書 (第2号様式)

第2号様式（第3条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

申請者 団体名

代表者 住所

氏名

電話番号

誓 約 書

私共団体は、次の事項について誓約します。

- 1 動物の愛護及び管理に関する法律の趣旨に基づき、動物愛護を推進します。
- 2 猫の習性を正しく理解するとともに、捕獲を行う前には周辺住民への事前周知を行い、活動内容について理解を得ます。
- 3 周辺の生活環境に配慮した活動に努めます。
- 4 営利を目的とした活動をしません。
- 5 活動の記録及び会計帳簿を記載し、適切に保管します。
- 6 暴力団員でなく、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しません。
- 7 この要綱による補助事業の趣旨及び内容を十分に理解し、活動に伴い生じた問題等については一切の責任を持って処理します。

第3号様式（第3条関係）

第 年 月 日
号 日

様

防府市長

印

防府市TNR活動に係る猫不妊去勢手術費補助金交付対象団体登録承認・不承認通知書

年 月 日付けで申請があった防府市TNR活動に係る猫不妊去勢手術費補助金交付対象団体登録については、下記のとおり決定したので、防府市TNR活動に係る猫不妊去勢手術費補助金交付要綱第3条第3項の規定により通知します。

記

☐ 承認

補助対象期間：

☐ 不承認

理由：

第4号様式（第3条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

申請者 団体名

代表者 住所

氏名

電話番号

防府市TNR活動に係る猫不妊去勢手術費補助金交付対象団体登録事項変更届

年 月 日付け 第 号により承認を受けた防府市TNR活動に係る猫不妊去勢手術費補助金対象団体登録事項に変更があったので、防府市TNR活動に係る猫不妊去勢手術費補助金交付要綱第3条第5項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

変更内容

変更前	
変更後	

※活動予定地区を変更する場合、活動地域の地図も添付してください。

第5号様式（第8条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

申請者 団体名

代表者 住所

氏名

電話番号

防府市TNR活動に係る猫不妊去勢手術費補助金交付申請書

防府市TNR活動に係る猫不妊去勢手術費補助金交付要綱第8条の規定により次のとおり申請します。

記

	実施数	手術経費	交付申請額
不妊去勢手術経費	件	円	円

※補助金額の上限額は、1件につき15,000円です。

添付書類

- 手術を実施し手術費を支払ったことを証明する領収書等の書類の写し（構成員名・手術費・手術内容・手術件数が記載されたもの）
※複数の手術が1枚の領収書になっている場合は、1件ごとの手術費などの記載も必要です。
- TNRを実施した様子がわかる写真
 - 捕獲機を設置した場所
 - 捕獲された猫(耳カット前)
 - 耳カットされた猫
 - 元の場所に放している様子
- 手術を受けさせた猫の内訳（別紙）

別紙

手術を受けさせた猫の内訳

領収書 番号	生息 地区	性別	推定 年齢	特徴	手術施行日	手術経費	交付申請額
		雄・雌					
		雄・雌					
		雄・雌					
		雄・雌					
		雄・雌					
		雄・雌					
		雄・雌					
		雄・雌					
		雄・雌					
		雄・雌					
		雄・雌					
		雄・雌					
		雄・雌					
		雄・雌					
		雄・雌					
		雄・雌					
		雄・雌					
		雄・雌					
		雄・雌					
計	—	—	—	—	—		

※添付する領収書に番号を振り、領収書番号として下さい。

※特徴・・・毛色や種類など

第6号様式（第9条関係）

第 年 月 日
号

様

防府市長

印

防府市TNR活動に係る猫不妊去勢手術費補助金交付・不交付決定通知書

年 月 日付けで申請があった防府市TNR活動に係る猫不妊去勢手術費補助金の交付については、次のとおり決定したので、防府市TNR活動に係る猫不妊去勢手術費補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

☐ 交付

交付決定額 _____ 円

交付条件：

☐ 不交付

理由：

第7号様式（第10条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

申請者 団体名

代表者 住所

氏名

電話番号

防府市TNR活動に係る猫不妊去勢手術費補助金請求書

年 月 日付け 第 号で補助金交付の決定を受けた防府市TNR活動に係る猫不妊去勢手術費補助金について、下記のとおり請求します。

記

補助金交付請求額 円

振込先金融機関名	銀行・信用金庫・労働金庫・農協・漁協							
	支店・支所・出張所							
口座番号・種別								1：普通 2：当座
フリガナ 口座名義								

第8号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

防府市長 印

防府市TNR活動に係る猫不妊去勢手術費補助金取消・返還通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した 年度防府市TNR活動に係る猫不妊去勢手術費補助金について、防府市TNR活動に係る猫不妊去勢手術費補助金交付要綱第11条第2項の規定により下記のとおり交付決定を取り消し補助金の返還を命ずる。

記

1 交付決定の取消 全部 ・ 一部

2 取り消す理由

3 補助金の返還額 金 円
(交付決定額 金 円)